

# 紺綬褒章について

## 東京大学基金へのご支援に対する「紺綬褒章」に関して

東京大学は、内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人・団体に授与される「紺綬褒章」の公益団体の認定を受けています。東京大学基金にご寄附をいただき、「紺綬褒章」の推薦要件に合致している方（受章されるご意思をお持ちなど）について、本学から文部科学省（同省から内閣府へ）に推薦させていただいております。

### 紺綬褒章とは

紺綬褒章は、国の褒章制度のひとつで、公益のために私財（個人であれば500万円以上、団体であれば1,000万円以上）を寄附した方に授与される褒章です。予めお申し出いただいた分納によるご寄附も含まれます。（申請額により木杯等の物件も異なってくるので、完納時点で申請）

### 紺綬褒章に該当する条件

#### ●個人で受章された方

個人で公益の為に500万円以上寄附した方には、①褒章（メダル）とともに②章記が授与されます。授与された本人に限り、終身これを佩用（公的な場で着用）することができますとされています。褒章を佩用するときは、「左肋ノ辺」（左胸のあたり）に着けると決められています。褒章を佩用しない場合は、同時にいただける略綬と言われる記章（ピンバッチのようなもの）をその代わりに着用することが可能です。ご寄附の金額によっては、③木杯も授与されます。

#### ご寄附金額により授与されるもの

500万円以上	-----	章記、紺綬褒章
1,500万円以上2,500万円未満	-----	章記、紺綬褒章と併せて木杯第五号
2,500万円以上5,000万円未満	-----	章記、紺綬褒章と併せて木杯第六号
5,000万円以上	-----	章記、紺綬褒章と併せて木杯第七号

※個人で2回以上受章された方

2回目以降は銀製で表面に授与年月日を記す④飾版（銀）のみが授与され、それを綬に附加します。つまり、2回受章した方は2個の飾版を付けることとなります。5個の飾版（銀）と引き替えられる。⑤飾版（金）は、表面は桜模様で飾られています。



①



②



③



④



⑤

#### ●法人・団体で受章された方

法人・団体で1,000万円以上寄附した場合には、自然人ではない団体がメダルを着けることは出来ないので、受章者名を法人・団体とした⑥褒状が授与されます。褒状、章記ともに、受章者・表彰者の氏名または名称、受章・表彰理由、授与・表彰の年月日と記号番号、天皇の名で授与・表彰する旨が記されて国璽がおされ、内閣総理大臣と内閣府賞勲局長が署名・押印されます。

#### ご寄附金額により授与されるもの

1,000万円以上	-----	紺綬褒章に係る褒状
-----------	-------	-----------



⑥

# 申請から受章までの流れ

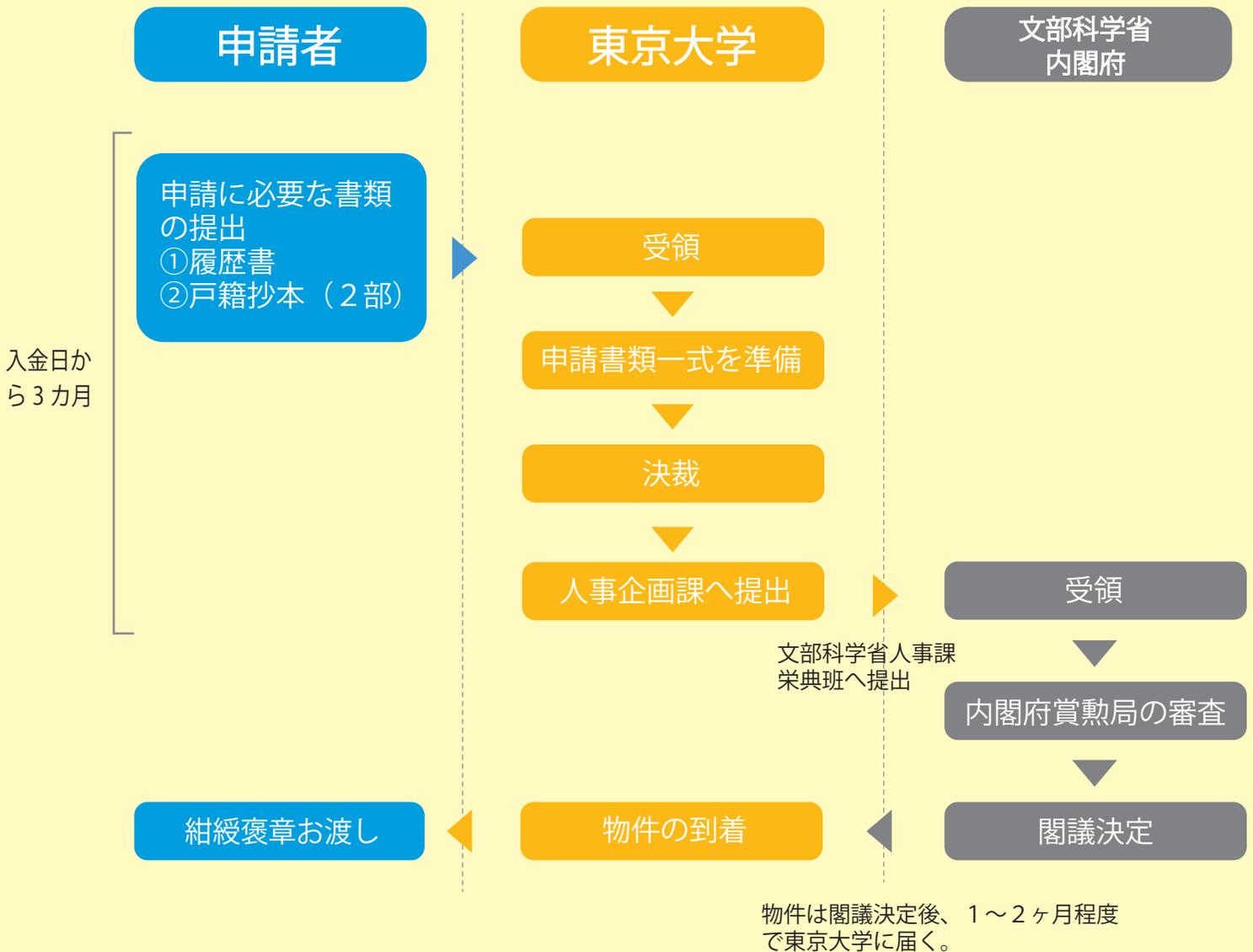
## 申請に必要な書類

### ①履歴書

本籍、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰 などをご記載いただきます。

### ②戸籍抄本（2部）

## 受章までのフロー



※手続きとしては、申請から受章まで全体で1年程度かかります。（一年以上かかることもある）

※受章は政府官報を通じて発表されます。

お問合せ先 東京大学基金事務局



TEL **03-5841-1217** [土日祝除く] 10:00～12:00、13:00～16:00  
Email [kikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:kikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

東大基金   <https://utf.u-tokyo.ac.jp/>

※留守番電話になっている場合はご氏名とご用件をご登録ください。  
担当者より折り返し連絡いたします。

お問合せフォーム  
はこちら

